福祉保険制度の特長

福祉保険制度 全般

- ●公立学校共済組合のスケールメリットを発揮した手頃な保険料 (保険料は加入者が指定した金融機関の口座から月額保険料の6ヵ月 分を年2回(10月22日、4月22日 < 金融機関休業日の場合は翌営業 になります>)自動振替により徴収します。)
- ●簡単な告知(誓約告知)のみで手続きができる(診断書等の提出不要)
- ●ライフサイクルの変化に合わせ、年に一度(6~7月頃)加入内容の変 更(脱退を含む)など更新手続きが出来る
- ●公立学校共済組合の福利厚生制度のため、遺族が加入状況を知らない 場合も共済組合の給付手続きと併せて確認するため請求漏れが防げる
- ●退職(組合員資格喪失)後も継続が可能(傷病休職給付金を除く)
- ●保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控 除の対象となる(税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる ことがあります。元気づくりサービスコースは対象外です。)

ファミリー年金

万一(死亡・高度障害)の場合の 長期給付事業の補完

- 必要な保障額を過不足なく準備することができる。
- ●組合員本人が死亡した場合、基本の保障にプラスして残されたこども の育英資金、進学資金を確保することができる
- ●所定の高度障害となった場合、本人に高度障害保険金が給付される
- ●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として加 入者に還付される(実質保険料負担の軽減)
- ※ファミリー年金は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお 支払いする仕組みとなっています。配当率はお支払い時期の前年度決算により決定し ますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません

傷病休職給付金

病気やけがで休職した場合の収入減 を補完

- ●所定の精神障害による休職も補償の対象
- ●補償期間は最長3年間

入院費用給付金

病気やけがで入院したときの 医療費自己負担の補完

- ●日帰り入院(注)も対象
- (注) [日帰り入院]とは入院日と退院日が同一の入院で、かつ入院料等が算定された入院 をいいます。病院による入院の証明にもとづきお支払いします(外来での治療は「日 帰り入院」に該当しません)。
- ●入院費用の3割自己負担のうちの自己負担限度額を補完 (自己負担限度額を超える部分は共済組合負担)
- ●オプションで女性疾病に備えることもできる

特定疾病給付金

三大疾病時の保障

- ●年金形式で給付を受けることで、長期間の闘病資金を確保
- ●特約を付加することで4疾病(重度の高血圧性疾患、慢性腎不全、重度 の糖尿病、肝硬変)や上皮内新生物に備えることもできる

まず、この資料をご一読ください

令和3年度



早わかりガイド

新たに組合員になられた皆さまへ

約100,000人*が加入する福祉保険制度をご存知ですか?

新たに組合員になったあなたへの、最初のご案内です。ぜひ積極的にご加入ください。

福祉保険制度を動画でご案内

今すぐチェック!!



公立学校共済組合

安心とやすらぎのある生活のために

【共済組合の事業】





短期給付事業 (健康保険)



福祉事業 (福利厚生)

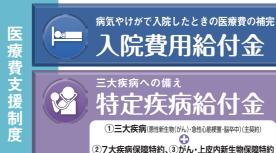
さらなる安心のために

【福祉保険制度】



長期給付事業の補完 ファミリー年金







健康の増進・生活習慣病の予防 元気づくり_{サービスコース} おすすめプラン 月額概算保険料

(新基本プラン)

男性: 775円 女性: 619円

※保険年齢23歳の場合

(Z コース) 男性: 186円 女性: 107円

※満年齢23歳の場合 (Aコース)

男性: 450円 女性: 450円 ※保険年齢23歳の場合

> (5万円プラン) 男性: 327円 〈内訳〉①227円 ② 84円 ③ 16円

286円 〈内訳〉①166円 ② 90円 ③ 30円

※保険年齢23歳の場合 サービス運営費

200円

申込締切日

同封の申込書(手続書)を ご覧ください。

責任開始期

令和3年11月1日



保険年齢23歳(一部満年齢)の場合、 月額 男性1.938円、女性1.662円で、 おすすめプランに加入することが出来るよ!

加入した人のうち、

※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。 ※傷病休職給付金以外の年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。 (例) 保険年齢40歳=令和3年11月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

ご存知ですか?公立学校共済組合

公立学校共済組合は、未来を支える長期給付事業(公的年金)とあなたの健康を支える短期給付事業(健康保険) を運営しています。

「福祉保険制度」は、長期給付事業、短期給付事業で不足する給付を補うために、公立学校共済組合が組合員専用に作った福利厚生制度です。

共済組合の掛金と各種事業について





➡共済組合の各事業

長期給付事業

組合員が一定の年齢に達したとき又は退職した場合・一定の障害状態になった場合・死亡した場合に年金等の給付を行う事業です。

老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金							
組合員の退職後の所得保障のために支給される年金	組合員が一定 の障害状態に なった場合に 支給される年 金	組合員が死亡した場合の年金							
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									

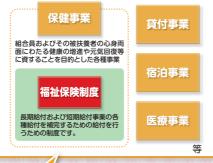
● 短期給付事業

組合員や被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業、災害等に対して給付を行う事業です。

保健給付	休業給付	災害給付
組合員又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡等に対する給付	組合員が、病気若しくは負傷により休業した場合に生じる、所得保障のための給付	組合員又はその被扶養者の 水震火災その 他の非常災害 に対する給付

☑ 福祉事業

健康の保持増進等組合員の福祉の向上に資する ことを目的とした事業です。



福祉保険制度は、公立学校共済組合の福祉事業の一つとして運営されています



公立学校共済組合。福祉保険制度が

すでに福祉保険制度にご加入いただいている令和2年度採用の 先生方から、当制度に対する声を集めました!

選ばれる理由

福祉保険制度に加入した理由 ベスト3



公立学校共済組合が運営しているので安心

公立学校共済組合が福利厚生制度として導入しているので安心感があります。



保険料がお手頃

加入者約100,000人*のスケールメリットが発揮されているのでおサイフにもやさしい保険料です。

※令和2年11月1日現在。組合員と退職者及びそのご家族の合計



保障内容が魅力的

万一の保障から、入院、がん等の特定疾病、病気やケガで働けなくなった時の保障までひととおりカバーされているので、安心です。

その他の声

社会人になったから 両親にすすめられたから 等



20代の約59.2%が保険に加入しています。

Q.2 保険料はどれぐらい払っているの だろう?

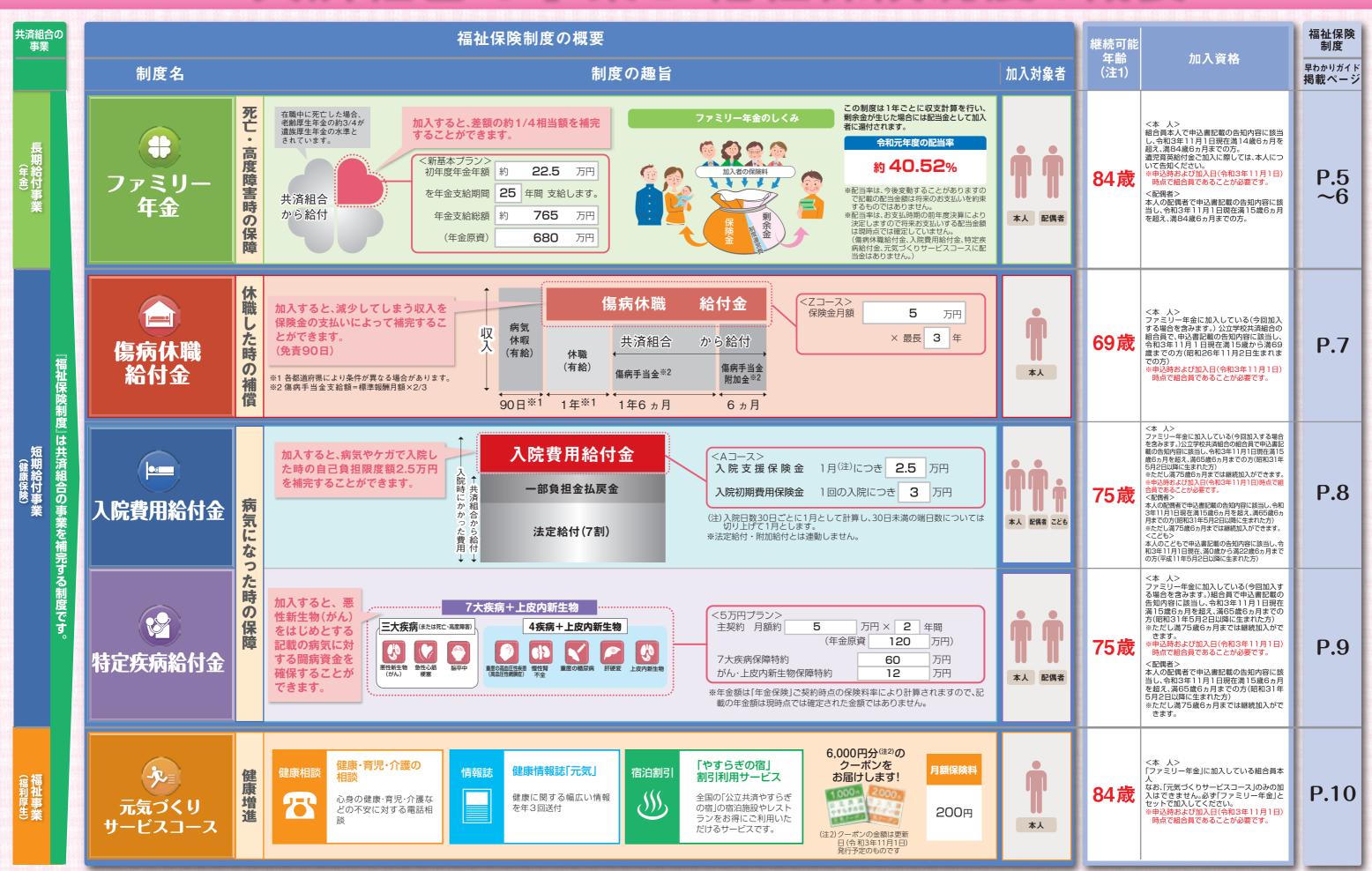
A.2

平均130,000円(年間)

20代の平均年間保険料(個人年金含む)は130,000円、月約10,800円といわれています。

出典元:生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」

共済組合の事業と福祉保険制度の概要





ファミリー年金 万一(死亡・高度障害)の場合の 長期給付事業の補完

パンフレットの 掲載はP3~P6

制度の趣旨

長期給付事業(年金)

共済組合では、各種年金の給付事業を行っています。

老齢厚生年金

障害厚生年金

遺族厚生年金

※ 平成27年10月以降、共済年金は厚生年金に統一されております。



「ファミリー年金」 加入の場合



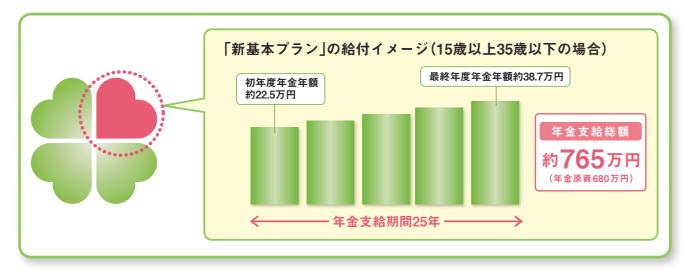


「ファミリー年金」は、高度障害の場合、加入 者本人に高度障害保険金が給付されます。

- ※1 所定の高度障害状態となった場合、高度障害保険金がお支払いされ
- ※2 高度障害保険金は、一時金のみの受け取りとなる場合があります。

保障内容

「新基本プラン │ 老齢厚生年金と遺族厚生年金の差額(約1/4相当額)に当たる部分の保険 金を年金形式でお支払いすることにより「長期間」「確実に」補完します。



- ※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。 (例)保険年齢40歳=令和3年11月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

その他の制度に加入される際に、死亡保障を極力抑えたいという 死亡給付金 方におすすめです。

死亡 高度障害保険金

3万円

※保険料はパンフレットをご覧ください。

制度のしくみ

共有の大きな基金をつくり



給付を行います。 保険金 🗲

加入者の中で

ご不幸(死亡)にあわれた方の

遺族を支援するための



1年経過して残った基金(剰余金) については、配当金として加入 者に返戻します。





この制度は1年ごと収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金として加入者に 還付しています。

令和元年度の配当率

約40.52% を還付

- 配当率は、今後変動することがありますので記載の 配当金額は将来のお支払いを約束するものではあ りません。
- ・配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しま すので、将来お支払いする配当金額は現時点では確 定していません。

(傷病休職給付金、入院費用給付金、特定疾病給付金、 元気づくりサービスコースに配当金はありません。)

- ※配当金は新基本プラン、基本加入、2 倍プラン、3倍プランに加入の場合は、「毎年受取型」か「毎年積立型」の いずれかを選択できます。 ただし、「毎年受取型」を選択した方
- が「毎年積立型」へ変更することはできません。死亡給付金(3万円)に新規 加入の場合は自動的に「毎年積立型」 になります。
- ※配当金は100円未満切捨となります。「毎年積立型」の場合、配当金は引 受保険会社所定の利率(この利率は 金利水準等の状況変化により変動す ることがあります)で積み立て き、保険金支払時または脱退時に契
- 約者へお支払いします。 ※適用される引受保険会社(事務幹事 会社) の利率についてはホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp) でご確認ください。

取扱コース一覧

本人

死亡給付金

取扱コース

新基本プラン

基本加入・2倍プラン・3倍プラン

配偶者コース

本人の死亡給付金以外の

加入が必要です。

遺児育英給付金

組合員死亡時に、予め指定したこどもに対し て「育英資金(年金) |と「進学資金(一時金) |を 支給し、残されたこどもの成長を支援します。

※基本加入・2倍プラン・3倍プランの新規加入は停止となり、現在ご加入の方のみの取扱となります。



傷病休職給付金 病気やけがで休職した場合の 収入減を補完

パンフレットの 掲載はP7~P8

病気やけがで長期間働けなくなった場合

※1 各都道府県により条件が異なる場合があります。 ※2 傷病手当金支給額=標準報酬月額×2/3

各種の給付が行われるものの、収入は減少することになります。



各年代ごとの所得減少額

■毎月の不足	する収入額									
年齢 区分	①平均給料額	①平均給料額 標準報酬月額 ②傷病手当金支給額 ③所得喪失額 [標準報酬月額×2/3] 【①一②】								
15~24歳	注① 約28.8万円	注① 約36.4万円	注① 約24.3万円	約4.5万円	5.0万円					
25~29歳	赤り20.07月 一	ポリンロ.47月 □	並24.37月 □	ポリ4.377 □	3.077 🗖					
30~34歳										
35~39歳	約35.6万円	約42.5万円	約28.3万円	約7.3万円	7.0万円					
40~44歳										
45~49歳										
50~54歳	約42.6万円	約51.4万円	約34.3万円	約8.3万円	8.0万円					
55歳~										

- ※平均給料額は「H26年度 地方公務員給与の実態」から抜粋 ※上記①平均給料額には期末勤勉手当および交通費等の手当は含みません。
- *本制度の契約者は団体(公立学校共済組合)であり、ご加入者の皆さまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(公立学校共済組合)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。 【お取扱いできない事項の例】
- ●保険期間の変更 ●保険料の払込方法の変更 など

傷病休職給付金に加入している場合

- ※1 各都道府県により条件が異なる場合があります。
- ※2 傷病手当金支給額=標準報酬月額×2/3

減少してしまう収入を保険金が支払われることにより補完することができます。(免責90日)



病気やけがによる休職90日(免責期間)を超えて就業障害が継続し た場合、最長3年、各年代に応じた保険金月額(注1)を支給します。 ※所定の精神障害による休職についても、最長3年補償します。

(注1) ● 各年代における保険金月額は、12ページを参照ください。(月額最高5万円・7万円・8万円) ● 支給金額について: 保険金月額×所得喪失率が支給となります。

免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

傷病休職給付金の加入に際しては、ファミリー年金(※)の加入が必要です。

●▲■ 入院費用給付金 病気やけがで入院したときの パンフレットの 掲載はP9~P10

病気やけがで入院した場合

入院時にかかった医療費

7割 共済組合負担(法定給付) 3割 自己負担

共済組合から医療機関へ直接給付

入院費用の3割の自己負担のうち、 後日自己負担限度額を超える部分 の払戻しがありますが、自己負担が 残ります。

医療機関窓口で支払

窓口で支払った分は・・

共済組合負担自己負担 (附加給付) 限度額

一部負担金払戻金 として共済組合から 組合員へ給付

自己負担限度額

一般所得者 区分 上位所得者 区分 標準報酬 月額 53万円 未満の方 53万円 以上の方 自己負担 限度額 2.5万円 5万円		
月額 <u>未満</u> の方 <u>以上</u> の方 自己負担 <mark>2.5万円 5万円</mark>		
	 2.5 万円	5 万円

入院費用給付金は、入院時の医療費自己負担限度額を補完するための制度です。

保障内容

入院費用給付金により、 自己負担限度額を 補うことができます。

(附加給付)

入院支援

A = A

(入院支援保険金2.5万円)

保険金が支払われることにより、入院 1月※につき 疾病、傷害 時の医療費自己負担限度額を補 入院支援 完することができます。 2.5万円 保険金 ●一部負担金払戻金等とは別に給付します。 法定給付・附加給付とは連動しません。 (1入院13月、通算34月まで給付

疾病、傷害 入院初期費用 保険金

保険金が支払われることにより、入院 時の初期費用を確保することがで

1回の入院につき

3万円 1入院1回、通算15回まで給付) 1回の入院につき

1月※につき

3万円

(1入院1回、通算15回まで給付

Bコース

(入院支援保険金5万円)

5万円

(1入院13月、通算34月まで給付)

※入院日数30日を1月とし、30日未満の端日数については切り上げて1月とします。

女性疾病給付金

女性疾病による、入院・手術・形成術等をカバーします。 ※保障内容・保険料等の詳細はパンフレットをご覧ください。

入院費用給付金の加入に際しては、ファミリー年金(※)の加入が必要です。

7 ※死亡保障を極力抑え、保険料をお手頃にしたプラン[死亡給付金]があります。5ページを参照ください。

※死亡保障を極力抑え、保険料をお手頃にしたプラン[死亡給付金]があります。5ページを参照ください。



特定疾病給付金 黑灰病時の



特定疾病給付金に加入している場合

- ○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき
- ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき
- ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき

加入のコースにより

約5万円 年金原資 120万円

約10万円 年金原資 240万円

約15万円 (年金原資 360万円 いずれかの 給付金月額を

受け取れます。

※年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点では確定された金額ではありません。

- 死亡・所定の高度障害の場合には死亡・高度障害保険金が一時金(加入プランに応じて120万円、 240万円、360万円)として受け取れます。
- 余命6ヵ月以内と判断されるとき主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約) ※ただし、特定疾病給付金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。

[加入対象区分:本人・配偶者]

保障区分		申込プラン						
体性区力		5万円プラン	10万円プラン	15万円プラン				
主契約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 特定疾病保険金 (*1)	月額約 5 万円 2年間受け取り (年金原資120万円)	月額約 10万円 2年間受け取り (年金原資240万円)	月額約 15万円 2年間受け取り (年金原資360万円)				
	○死亡・所定の高度障害状態のとき 死亡・高度障害保険金 (*1)	120元円	240元円	360元円				
7大疾病 保障特約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 7大疾病保険金(*2)	60 лн	120 万円	180 元円				
がん・ 上皮内新生物 保障特約	○所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき	12 万円	24 万円	36 万円				
不 早代市リ	がん・上皮内新生物保険金(※2)							

(※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。 (※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。



(※)「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。 「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

 ●7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
 ●7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障金のお支払いは、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保障金が支払われた場合に消滅します。
 ●特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。 この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

特定疾病給付金の加入に際しては、ファミリー年金(※)の加入が必要です。

※死亡保障を極力抑え、保険料をお手頃にしたプラン[死亡給付金]があります。5ページを参照ください。

プログランプラング フレービスコース 健康の増進・生活習慣病 の予防

パンフレットの 掲載はP15~P16

元気づくりサービスコースとは

「元気づくりサービスコース」は、「福祉保険制度」のメニューのひとつで、組合員と家族の皆さまの健 康に対する意識を高め、一層の健康増進や生活習慣病予防をサポートするサービスです。

サービス例(1

元気応援サイト(ヘルシーファミリー倶楽部)

最新の健康情報から、病院・病気・薬の検索まで、健 康に関するあらゆる情報を提供するWEBサービ スです。

「食事療法・レシピ」「健康法・ダイエット」「女性の 病気」など健康関連書籍を中心に100冊以上が無 料で読み放題の「電子図書館」などがご利用いただ けます。

サービス例(2)

元気づくり医療電話相談(テレセカンド®)

病院に受診することなく、名医(*)による電話相 談を受けることができるサービスです。

セカンドオピニオンの必要性、治療法や診断につ いての疑問にお答えいたします。

- ※対象疾患と診断されていることが必要です。
- ※相談時間は約20分です。
- *名医とは専門医同士の相互評価に基づいて選ばれた優秀な専門医 を指します。

Best Doctors® およびテレセカンドはBest Doctors,Incの商標です

サービス例(3) 「**やすらぎの宿」割引利用サービス**(年間6.000円)

全国の「公立共済やすらぎの宿」での宿泊・食事を お得にご利用いただけるサービスです。 平日・休日に関わらず「元気クーポン」1枚で額面

の割引が受けられます。 (注)クーポンの金額は更新日(令和3年11月1日)発行予定のものです。

【ご利用いただける書籍例】







【対象疾患】

①広義のがん (ただし良性脳腫瘍を 含む)	②心臓疾患	③脳動脈瘤					
④膠原病	⑤特定疾患 (国の難治性疾患克服 研究事業の調査研究 対象疾患の一部)	⑥肝臓病の一部					
⑦眼科疾患の一部	⑧整形外科疾患の 一部	⑨婦人科疾患の一 部 (不妊治療は除く)					

※②③⑥~⑨は原則、手術を必要とするもの

【元気クーポン見本】







※本ページ記載のサービス内容は一例です。その他のサービス内容についてはパンフレットをご確認ください。

サービス運営費

月額 200円

元気づくりサービスコースの加入に際しては、ファミリー年金(※)の加入が必要です

※死亡保障を極力抑え、保険料をお手頃にしたプラン〔死亡給付金〕があります。5ページを参照ください。

「福祉保険制度」 月額保険料(概

ファミリー年金

新基本プラ

死亡給付金

配偶者コ

※記載の年齢以外の保険料についてはパンフレットをご参照ください。

傷病休職給付金

鋛 申込プランと月額保険料(概算)

年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。 (例)保険年齢40歳=6和3年11月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。 更新時に設当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

【本人】*令和3年11月1日時点の保険年齢

※月額保険料の〔〕内は6ヵ月分の概算保険料で、年2回徴収します。

E7./\	左44/107会左44\\ *	代表年齢	死亡・高度障害のとき	初年度年金年額	最終年度年金年額	年金支給期間	年金支給総額	月額保険料(概算)		
区分	年齢(保険年齢)*	年齢	(年金原資)(万円)	(万円)	(万円)	(年)	(万円)	男性(円)	女性(円)	
	15~35歳(S61.5.2~H19.5.1)	40歳	680	約 22.5	約 38.7	25	約 765	775 (4,650)	619 (3,714)	
	36~40歳(\$56.5.2~\$61.5.1)			#·J 22.0	η·	23	#5 705	1,129 (6,774)	1,047 (6,282)	

15~35歳(S61.5.2~H19.5.1) 3 (18) 3〔 18) 3 36~40歳(S56.5.2~S61.5.1) 5 (30)

- ※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。 ※いずれか一種類を選んでください。 ※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率 (予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。 実際の年金額は年金基金設定時に3日受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ます。 ※年金原資とは死亡・高度障害保険金を一時金により受け取る場合の額です。 ※新基本プランは単独加入できますが、死亡給付金の単独加入はで
- ※前基本ノフノは単独川へじるタババルに同じませいチェルルバーンをません。 をません。 ※この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。 本人の保険金額が配偶者の保険金額未満となった場合は自動的に配偶 者を本人の保険金額以下に減額または航退とさせていただきます。 ※記載の保険料は令和2年11月1日更新時に適用している優良割 引率で引きしています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金 (・給付金)のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変 更もしくは廃止となることがあります。

【配偶者】*令和3年11月1日時点の保険年齢

※月額保険料の〔〕内は6ヵ月分の概算保険料で、年2回徴収します。

I.	 /\	左4/10gg/大4/14	死亡・高度障害のとき	初年度年金年額 (万円)		最終年度年金年額(万円)			 年金支給総額	月額保険料(概算)			
ŀ	区分	年齢(保険年齢)*	死亡·高度障害保険金 (年金原資)(万円)					(年)	(万円)	男性(円)	女性(円)		
		16~35歳(S61.5.2~H18.5.1)	240	約	77.6	約	82.3	3	約 240	274 (1,644)	218 (1,308)		
		36~40歳(S56.5.2~S61.5.1)		הייי	//.0	14.7	02.5	3	小3 240	398 (2,388)	370 (2,220)		

遺児育英給付金 (ファミリー年金)

年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。 (例)保険年齢40歳=令和3年11月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

- ●組合員が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(こども)が 年金として受取る制度です。(残されたこどもの育英資金を確保し、あわせて 進学資金として一時金を支給することにより、こどもの成長を支援します。)
- ●遺児育英給付金の加入は、新基本プラン、基本加入、2倍プラン又は3倍プラ

mil.	じゃが10歩の担合のも士!!	-1
Ū.	どもが13歳の場合のお支払	-1

- ●育英資金として:初年度年額 約20.5万円を9年間にわたって支給します。 ●進学資金として:一時金で220万円支給します。
- ンのいずれかの加入が必要です。遺児育英給付金のみの加入はできません。

		就学区分		ź	力 児	3		幼科	隹園			小学	校				中学杉	ξ	Ē	高 杉	ζ		大	学				
	本人死ၤ	亡時のこどもの年齢(歳)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22			
保	育英資金	初年度年金年額							約 2	0万円] (約	9.97	5円~2	20.8	万円)							_						
保障内容	月火貝並	年金支給期間(年)	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4							
容	進学資金	一時金(死亡保険金)(万円)	_	16	32	48	63	80	97	114	131	148	166	184	202	220	239	258	277	297	317		40	00				

■こども一人当たりの月額保険料(概算) ※月額保険料の()内は6ヵ月分の概算保険料で、年2回徴収します。

The state of the s												
E7./\	組合員の年齢(保険年齢)*	死亡・高度障害のとき 死亡・高度障害保険金	月額保険料(概算)									
区分		(年金原資)(万円)	男性(円)	女性 (円)	3							
	15~35歳 (S61.5.2~H19.5.1)	400	456 (2,736)	364 (2,184)								
	36~40歳 (\$56.5.2~\$61.5.1)		664 (3,984)	616 (3,696)	*							

- ※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は由込締切
- 一礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算して 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率
- 来家の中亜網は中亜基亜設定時に引叉式化がためる基礎学 および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る 可能性もあります。 ※年金原資は400万円です。
- ※記載の保険料は令和2年11月1日更新時に適用している優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金(・給付金)のお支払状況の増減等により適用す る優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。

鋛 補償内容と月額保険料(概算)

※月額保険料の〔〕内は6ヵ月分の概算保険料で、年2回徴収します。

年齢区分	保険金月額(Zコース)	免責期間	補償対象期間	男性(円)	女性(円)
15歳~24歳 (H 8.11.2~H18.11.1)	5 O=m			186 (1,116)	107 (642)
25歳~29歳 (H 3.11.2~H 8.11.1)	5.0万円	90日	3年	193 (1,158)	134 (804)
30歳~34歳 (S61.11.2~H 3.11.1)	7.0±m	70Ц	34	298 (1,788)	260 (1,560)
35歳~39歳 (S56.11.2~S61.11.1)	7.0 万円			380 (2,280)	402 (2,412)

(注1) ●各年代における保険金月額は、上表のとおりです。 (月額最高5万円・7万円・8万円) ●支給金額(保険金月額×所得喪失率)が支給となります。

免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額 ※所得喪失率とは:1

のことをいいます。 免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

*年齢は令和3年11月1日現在の満年齢です。

- *保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- *記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

など

- *本制度の契約者は団体(公立学校共済組合)であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受 損害保険会社と団体(公立学校共済組合)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。 【お取扱いできない事項の例】
 - ●保険期間の変更
 - ●保険料の払込方法の変更



入院費用給付金

月額保険料(概算)

【本人】【配偶者】【こども】 *令和3年11月1日時点の保険年齢

※[]内は6ヵ月分の概算保険料で、年2回徴収します。

	Aコース (入院支援保険金2.5万円)	Bコース (入院支援保険金5万円)
年齢 (歳)*	月額保険料(男女共通)(円)	月額保険料(男女共通)(円)
0~15 (H18.5.2~R 3.11.1)	240 (1,440)	350 (2,100)
16~20 (H13.5.2~H18.5.1)	270 (1,620)	410 (2,460)
21~25 (H 8.5.2~H13.5.1)	450 (2,700)	670 (4,020)
26~30 (H 3.5.2~H 8.5.1)	530 (3,180)	810 (4,860)
31~35 (\$61.5.2~H 3.5.1)	500 (3,000)	760 (4,560)
36~40 (\$56.5.2~\$61.5.1)	470 (2,820)	730〔4,380〕

こどもは、令和3年11月1日現在、満0歳から満22歳6ヵ月までの方(平成11年5月2日以降に生まれた方)が加入できます。

※保険料は年齢により被保険者ごとに異なり ます。更新時に該当する年齢区分が変わる 場合、保険料は前年度と変わります。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基 に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り 捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。 (例)保険年齢30歳=令和3年11月1日現在 満29歳6ヵ月を招え満30歳6ヵ月まで

※記載の保険料は、概算保険料です。適用となる 保険料は変動する可能性があります。 ※A、Bコースとして管理されます。

※本制度のご契約者は団体(公立学校共済組合)であり、ご加入者のみなさまは被保険者 となります。したがって、ご契約内容の変更 などについて引受損害保険会社と団体(公 立学校共済組合)との取り決めにより一部 お取扱いできない事項があります。 【お取扱いできない事項の例】 ●保険期間

中のコース変更(保険金額の増額・減額等) ●保険期間の変更 ●保険料の払込方法の 変更 など

「福祉保険制度」月額保険料(概

※記載の年齢以外の保険料についてはパンフレットをご参照ください。

院費用給付金

月額保険料(概算)

女性疾病給付金

*令和3年11月1日時点の保険年齢

<a1、b1コース></a1、b1コース>	本人・配偶者
年齢 (歳)*	月額保険料(円)
16~20 (H13.5.2~H18.5.1)	190 (1,140)
21~25 (H 8.5.2~H13.5.1)	220 [1,320]
26~30 (H 3.5.2∼H 8.5.1)	310 (1,860)
31~35 (\$61.5.2~H 3.5.1)	270 [1,620]
36~40 (\$56.5.2~\$61.5.1)	290 (1,740)

※日類保除料の()内は6ヵ日分の概算保除料で、在2回徴収しま

- ※保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変 わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下 は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢30歳=令和3年 11月1日現在満29歳6ヵ月を超え満30歳6ヵ月まで
- ※記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。 ※A1、B1コースとして管理されます。
- ※本制度のご契約者は団体(公立学校共済組合)であり、ご加入者の皆さまは被保険 者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団 体(公立学校共済組合)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。 【お取扱いできない事項の例】 ●保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額 等) ●保険期間の変更 ●保険料の払込方法の変更 など



【⇔申込プランと月額保険料

【本人】【配偶者】 * 令和3年11月1日時点の保険年齢 〈保険期間1年、集団扱月払〉※月額保険料の〔〕内は6ヵ月分の保険料で、年2回徴収します。

5万円プラン 月額約5万円を2年間受け取る 保険金額(年金原資)120万円										
年 齢 (歳)*		男	性 (円)		女性(円)					
十 四 (成)	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物 保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物 保障特約	合計保険料		
16~20 (H13.5.2~H18.5.1)	166 (996)	78 (468)	16 (96)	260 (1,560)	136 (816)	78 (468)	18 (108)	232 (1,392)		
21~25 (H 8.5.2~H13.5.1)	227 (1,362)	84 (504)	16 (96)	327 (1,962)	166 (996)	90 (540)	30 (180)	286 (1,716)		
26~30 (H 3.5.2~H 8.5.1)	233 (1,398)	96 (576)	17 (102)	346 (2,076)	215 (1,290)	120 (720)	38 (228)	373 (2,238)		
31~35 (\$61.5.2~H 3.5.1)	292 (1,752)	126 (756)	19 (114)	437 (2,622)	313 (1,878)	174 (1,044)	54 (324)	541 (3,246)		
36~40 (\$56.5.2~\$61.5.1)	401 (2,406)	162 (972)	24 (144)	587 (3,522)	468 (2,808)	264 (1,584)	73 (438)	805 (4,830)		

10万円プラン 月額約10万円を2年間受け取る 保険金額(年金原資)240万円

年 齢 (歳)*		男	性 (円)		女性(円)				
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物 保障特約	合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物 保障特約	合計保険料	
16~20 (H13.5.2~H18.5.1)	332(1,992)	156 (936)	32 (192)	520(3,120)	272 (1,632)	156 (936)	36 (216)	464 (2,784)	
21~25 (H 8.5.2~H13.5.1)	454(2,724)	168(1,008)	32 (192)	654(3,924)	332(1,992)	180(1,080)	60 (360)	572 (3,432)	
26~30 (H 3.5.2~H 8.5.1)	466 (2,796)	192(1,152)	34 (204)	692 (4,152)	430 (2,580)	240(1,440)	76 (456)	746 (4,476)	
31~35 (\$61.5.2~H 3.5.1)	584(3,504)	252(1,512)	38 (228)	874(5,244)	626 (3,756)	348 (2,088)	108 (648)	1,082(6,492)	
36~40 (\$56.5.2~\$61.5.1)	802 (4,812)	324(1,944)	48 (288)	1,174(7,044)	936 (5,616)	528 (3,168)	146 (876)	1,610(9,660)	

15万円プラン 月額約15万円を2年間受け取る 保険金額(年金原資)360万円

年 齢 (歳)*		男性 (円)					女性(円)				
年 齢 (歳)*	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮 保障物		合計保険料	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮 保障		合計保険料	
	16 ~2 0 (H13.5.2~H18.5.1)	498 (2,988)	234(1,404)	48	(288)	780 (4,680)	408 (2,448)	234(1,404)	54	(324)	696 (4,176)
	21~25 (H 8.5.2~H13.5.1)	681 (4,086)	252 (1,512)	48	(288)	981 (5,886)	498 (2,988)	270 (1,620)	90	(540)	858 (5,148)
	26∼30 (H 3.5.2∼H 8.5.1)	699 (4,194)	288 (1,728)	51	(306)	1,038(6,228)	645 (3,870)	360 (2,160)	114	(684)	1,119(6,714)
	31~35 (\$61.5.2~H 3.5.1)	876 (5,256)	378 (2,268)	57	(342)	1,311(7,866)	939 (5,634)	522 (3,132)	162	(972)	1,623 (9,738)
	36~40 (\$56.5.2~\$61.5.1)	1,203(7,218)	486 (2,916)	72	(432)	1,761 (10,566)	1,404(8,424)	792 (4,752)	219	(1,314)	2,415 (14,490)